

流山市求人情報発信支援補助金申請に係る注意事項

1 申請受付について

- ・申請の受付は先着順となります。
- ・予算額に達した時点で受付を終了します。
- ・必要書類がすべて整っている状態での受付となります。
なお、申請書類に不備がある場合や必要書類がすべて整っていない場合は、申請をお受けできない場合があります。
- ・就職情報媒体への掲載及び合同企業説明会への出展については、交付申請年度の3月31日までに事業を完了し、市へ実績報告を提出できるものに限りします。
- ・成功報酬型人材紹介サービス（エージェントサービス）を利用した雇用については、交付申請年度の12月31日までに雇用対象者との雇用契約を締結し、交付申請年度の1月31日までに市へ実績報告を提出できるものに限りします。

2 求人の職種について

- ・求人倍率は、事業所の主たる業務（業種）ではなく、求人をしている職種を指します。建設業の事業所が、事務スタッフの求人を出した場合、職種は「一般事務従事者」に分類されます。

3 補助対象外となる場合について

- （1）就職情報媒体への掲載料の補助
 - ・掲載されている求人情報の雇用する場所（就業場所）が市内事業所と認められない場合は対象外となります。
 - ・自社商品やサービスのPRや営業などの一環とみなされ、単に人材の獲得・確保を主な目的としない媒体の掲載とみられる場合は対象外となります。（自社商品PRの一部に求人情報を盛り込んでいる場合など）
 - ・短期間や日雇い労働の求人情報の掲載は対象外となります。
 - ・業務委託や派遣、これに類する方法による求人情報の掲載は対象外となります。
- （2）合同企業説明会への出展料の補助
 - ・出展に係る装飾費用、備品購入費、輸送費、人件費、旅費、パンフレット及びチラシの印刷費や販促品の作成費及びこれらに類するものは対象外となります。
- （3）成功報酬型人材紹介サービス（エージェントサービス）の利用料の補助
 - ・成功報酬以外の付随経費等（登録手数料や事務手数料など）は対象外となります。

4 補助事業等の廃止について

- ・成功報酬型人材紹介サービス（エージェントサービス）を通じて、交付申請年度の12月31日までに雇用に至らなかった場合、交付申請年度の1月15日までに変更等承認申請を提出していただきます。
- ・雇用に至らなかった場合やその他の事情により補助事業を廃止する場合は、速やかに商工振興課へご連絡ください。

5 補助金の返還について

- ・成功報酬型人材紹介サービス（エージェントサービス）を通じて採用した者が入社から一定期間内に退職したことで、人材紹介事業者から報酬の返戻金を受け取る見込みまたは受け取った場合は、市に対して補助金を一部または全部返還していただきます。
- ・人材紹介事業者から返戻金を受け取る見込みまたは受け取った場合は、速やかに商工振興課へご連絡ください。

6 予算額に達する際や、達した後の取り扱いについて

- ・先着順で申請を受け付けている中で、予算額に達した日については、次の基準に基づき受付の優先順位を決定します。

優先順位の基準 優先順位の高いものから記載しています。第1優先事項が同率の場合、第2優先事項にて判断します。（第3優先事項も同等に扱うもの）

- ①有効求人倍率（予算に達した日の直近2カ月間の平均）
 - ②市内本店・本社所在地の有無
 - ③市内事業所の求人の割合（求職者の雇用場所に占める流山市の割合）
- ・郵送については、申請書に記載している申請日や消印日ではなく、商工振興課への到着日が受付日となります。
 - ・予算額に達した日に優先順位の基準により申請の受付ができなかった方や、予算額に達した後でも予算に残額が生じた場合の受付待ちを希望される方はお申し出ください。